

公益財団法人東京観光財団 個人情報取扱要領

第1章 総則

(目的)

第1条 本要領は、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）における個人情報の取扱いに関して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）の規定を遵守するために必要な事項について定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語の定義は法で定めるとおりとする。

(適用範囲)

第3条 本要領は、財団の全ての役員及び職員（嘱託職員、臨時職員、他団体からの出向・派遣職員及び人材派遣職員を含む。以下同じ。）（以下役員と併せて「職員等」という。）に対して適用する。

- 2 本要領に定めのない個人データの取扱いが発生する場合には、事前に第42条に定める個人情報保護管理者へ報告し、個人情報保護管理者の指示に従う。
- 3 GDPR等、外国の個人情報保護に関する規則に関する事項については、別途定める。

第2章 個人情報の取扱い

第1節 個人情報の利用目的

(利用目的の特定)

第4条 財団は、個人情報を取扱う場合には、利用目的をできる限り特定しなければならない。

(利用目的の変更)

第5条 財団は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

- 2 財団は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知又は公表しなければならない。

(利用目的による制限)

第6条 財団は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第4条により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

- 2 財団は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取扱ってはならない。

3 前2項の規程は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 法令（条例を含む。以下同じ。）に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 財団が、国の機関若しくは地方公共団体から委託を受けて法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(不適正利用の禁止)

第7条 財団は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

第2節 個人情報の取得

第8条 (適正な取得)

1 財団は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

2 財団は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 財団が国の機関若しくは地方公共団体から委託を受けて法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者その他規則第6条で定める者により公開されている場合

(6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(7) 第21条各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(利用目的の通知又は公表)

第9条 財団は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除

き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(直接書面等による取得)

第 10 条 財団は、第 9 条の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

(利用目的の通知等をしなくてよい場合)

第 11 条 第 5 条及び第 9 条並びに第 10 条は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより財団の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 財団が、国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第 3 節 個人データの管理

(データ内容の正確性の確保等)

第 12 条 財団は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第 13 条 財団は、取扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、第 3 章に記載の措置を講じなければならない。なお、当該措置には、財団が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、財団が個人データとして取扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。

(委託先の監督)

第 14 条 財団は、個人データを取扱う業務の全部又は一部を委託する場合は、委託先において当該個人データについて安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し、次に掲げる事項について必要かつ適切な監督をしなければならない。

- (1) 個人データを取扱う業務の全部又は一部を委託する場合には、委託先を選定する際に、委託先において第 3 章に基づく安全管理措置が講じられることについて、あらかじめ確認す

る。

(2) 個人データを取扱う業務の全部又は一部を委託する場合には、委託先に個人情報に関する特記仕様書等を提示する。

(3) 個人データを取扱う業務の全部又は一部を委託した場合、委託先における個人データの取扱状況を把握する。

(再委託)

第 15 条 財団は、委託先が再委託を行おうとする場合、再委託先に対し次に掲げる事項について、必要かつ適切な監督をしなければならない。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様である。

(1) 再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告を受け又は承認を行うこと。

(2) 委託先を通じて又は必要に応じて財団が定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して第 14 条の委託先の監督を適切に果たすこと。

(3) 再委託先が第 3 章に基づく安全管理措置を講じること。

第 4 節 個人データの漏えい等の報告等

(漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置)

第 16 条 財団は、漏えい等又はそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合は、漏えい等事案の内容等に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 財団内部における報告及び被害の拡大防止

第 43 条に定める運用・管理責任者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講じる。

(2) 事実関係の調査及び原因の究明

運用・管理責任者は、漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講じる。

(3) 影響範囲の特定

運用・管理責任者は、前号で把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講じる。

(4) 再発防止策の検討及び実施

運用・管理責任者は、第 2 号の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を講じる。

(5) 個人情報保護委員会への報告及び本人への通知

運用・管理責任者は、第 17 条及び第 18 条に規定する措置を講じる。なお、漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。

(個人情報保護委員会への報告)

第 17 条 個人情報保護管理者は、取扱う個人データの漏えい等その他の個人データの安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして次に掲げるものが生じたときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある財団に対する行為による個人データ（財団が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 個人情報保護管理者は、前項の規定による報告をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。
- (1) 概要
 - (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（前項第 3 号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目
 - (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
 - (4) 原因
 - (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - (6) 本人への対応の実施状況
 - (7) 公表の実施状況
 - (8) 再発防止のための措置
 - (9) その他参考となる事項
- 3 個人情報保護管理者は、前項の場合において、当該事態を知った日から 30 日以内（当該事態が第 1 項第 3 号に定めるものである場合には、60 日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。
- 4 財団が、個人データを取扱う業務の全部又は一部の委託を受けた場合であって、第 1 項に定める事態が生じた旨を委託元に通知したときは、第 1 項の規定の適用については、該当しないものとする。また、この場合であって、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に通知したときは、速やかに委託元への通知を行わなければならない。
- 5 財団が、個人データを取扱う業務の全部又は一部の委託をする場合であって、当該事態が生じた旨を委託先が把握したときは、当該事態が生じた旨を財団に通知させなければならない。

(本人への通知)

第 18 条 財団は、第 17 条に規定する事態が発生した場合には、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第 5 節 個人データの第三者への提供

(個人データの第三者提供の制限)

第 19 条 財団は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 財団が、国の機関若しくは地方公共団体から委託を受けた場合、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(オプトアウト手続による第三者提供)

第 20 条 財団は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、第 19 条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。(以下「オプトアウト手続」という。)ただし、要配慮個人情報及び不正取得された個人データをオプトアウト手続により第三者に提供すること並びにオプトアウト手続により提供を受けた個人データをオプトアウト手続により再提供することはできない。

- (1) 第三者への提供を行う財団の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
- (5) 第三者への提供の方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- (7) 本人の求めを受け付ける方法
- (8) 第三者に提供される個人データの更新の方法
- (9) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

2 財団は、前項第 1 号に掲げる事項に変更があったとき又はオプトアウト手続による個人デー

タの提供をやめたときは遅滞なく、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

- 3 財団は、第1項第1号、第2号及び第6号を除く事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

(第三者に該当しない場合)

第21条 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第19条及び第20条の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データを取扱う業務の全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合には、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 2 財団は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人の場合には、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
 - 3 財団は、第1項第3号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第22条 財団は、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

- 2 財団は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ、当該外国の名称、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講じる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 財団は、個人データを外国にある第三者に提供した場合には、当該外国にある第三者に対して、次に掲げる措置を講じさせるとともに、本人の求めに応じて必要な情報を当該本人に提供しなければならない。
 - (1) 当該外国にある第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認する。
 - (2) 当該外国にある第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講じるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止する。

(第三者提供する場合の記録義務)

第 23 条 財団は、個人データを第三者に提供したときは、規則第 19 条で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の規則第 20 条で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 19 条各号又は第 21 条第 1 項各号のいずれか（第 22 条第 1 項による個人データの提供の場合は、第 19 条各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 財団は、前項の記録を作成した日から 3 年間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認義務)

第 24 条 財団は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、規則第 22 条で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 19 条各号又は第 21 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合には、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 財団は、第 1 項の規定による確認を行ったときは、規則第 23 条で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の規則第 24 条で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 財団は、前項の記録を作成した日から 3 年間保存しなければならない。

第 6 節 個人関連情報の第三者提供の制限等

(個人関連情報の第三者提供の制限)

第 25 条 財団は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第 19 条各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者が財団から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の同意を当該本人から得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供の場合には、前号の本人の同意を得ようとする場合において、あらかじめ、当該外国の名称、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講じる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

(個人関連情報の提供元における記録義務)

第 26 条 財団は、第三者に個人関連情報を提供した際には、当該個人関連情報を提供した年月日、当該確認に係る事項その他の規則第 28 条第 1 項各号で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 財団は、前項の記録を作成した日から 3 年間保存しなければならない。

(個人関連情報の提供先の第三者における確認義務)

第 27 条 財団は、第三者から個人関連情報の提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合には、その代表者の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人関連情報の取得の経緯

(個人関連情報の提供先の第三者における記録義務)

第 28 条 財団は、個人関連情報の提供（第 19 条各号に掲げる場合を除く。）を受けて個人データとして取得する場合は、規則第 24 条第 1 項第 3 号で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 前項の記録を作成した日から 3 年間保存しなければならない。

第 7 節 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等 (保有個人データに関する事項の公表等)

第 29 条 財団は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かななければならない。

- (1) 財団の代表者の氏名及び住所
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（第 11 条第 1 号から第 3 号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次項の規定による求め又は第 30 条第 1 項（第 31 条において準用する場合を含む。）、第 32 条第 1 項若しくは第 33 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定による請求に応じる手続
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として次に掲げるもの
 - ① 第 13 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
 - ② 財団が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第 11 条に該当する場合

3 財団は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(保有個人データの開示)

第 30 条 財団は、本人から当該本人が識別される保有個人データの開示の請求を受けたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他財団の定める方法の

うち当該本人が請求した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 財団の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 財団は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、前2項の規定は、適用しない。

(第三者提供記録の開示)

第31条 第30条第1項から第2項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第23条第1項及び第28条の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるものを除く。)について準用する。

- (1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(保有個人データの訂正等)

第32条 財団は、本人から当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)の請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 財団は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(保有個人データの利用停止等)

第 33 条 財団は、本人から、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 19 条又は第 22 条の規定に違反して第三者に提供されていることについて、当該保有個人データの第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを財団が利用する必要がなくなった場合、第 17 条第 1 項に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合について、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

4 財団は、第 1 項若しくは第 3 項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第 2 項若しくは第 3 項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(措置に係る理由の説明)

第 34 条 財団は、第 29 条第 3 項、第 30 条第 2 項（第 31 条において準用する場合を含む。）、第 32 条第 2 項又は第 33 条第 4 項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第 35 条 財団は、第 29 条第 2 項の規定による求め又は第 30 条第 1 項（第 31 条において準用する場合を含む。第 36 条第 1 項において同じ。）、第 32 条第 1 項若しくは第 33 条第 1 項、第

2 項若しくは第3項の規定による請求に関し、次に掲げる事項を定めることができる。この場合、本人は当該方法に従って開示等の請求等を行わなければならない。

- (1) 開示等の請求等の申出先
- (2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面の様式その他の開示等の請求等の方式
- (3) 開示等の請求等をする者が本人又は第3項に規定する代理人であることの確認の方法
- (4) 第36条第1項の手数料の徴収方法

2 財団は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、財団は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の請求等は、次に掲げる代理人によってすることができる。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (2) 開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人

4 財団は、第1項から第3項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第36条 財団は、第29条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第30条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 財団は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(苦情への対応)

第37条 個人情報保護管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報保護管理者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(域外適用)

第38条 本要領は、国内にある者に対する物品又はサービスの提供に関連して、当該本人の個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報を、外国において取扱う場合についても、適用するものとする。

第3章 安全管理措置

(個人情報保護方針の策定)

第39条 財団は、次に掲げる事項を含む個人情報保護方針を定め、これを実施し維持する。又、

職員等に周知させるとともに、財団ホームページに掲載する等、社外からの閲覧が可能な措置を講じる。

- (1) 事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の収集、利用及び提供に関すること。
- (2) 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどの予防並びに是正に関すること。
- (3) 個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守すること。

(個人データの取扱いに係る規律の整備)

第40条 個人情報保護管理者は、取扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために、個人データの具体的な取扱いに係る規律を整備しなければならない。

第1節 組織的安全管理措置

(組織体制の整備)

第41条 財団は、安全管理措置を講じるため、次に掲げる事項を目的とした組織体制を整備しなければならない。

- (1) 個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化
- (2) 個人データを取扱う職員及びその役割の明確化
- (3) 前2号の職員が取扱う個人データの範囲の明確化
- (4) 法や本要領に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告連絡体制の整備
- (5) 個人データの漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合の報告連絡体制の整備

(個人情報保護管理者)

第42条 個人情報保護管理者は、総務部長がその任にあたる。

- 2 個人情報保護管理者は、財団における個人情報保護管理に関する総責任者とする。
- 3 個人情報保護管理者は、財団における個人情報の取得及び個人データの保護管理に関する業務を統括し、職員等にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置を実施し、監督する責任を負う。
- 4 個人情報保護管理者は、次に掲げる業務を所掌する。
 - (1) 本要領の承認及び周知
 - (2) 個人データの安全管理に関する教育・研修の企画・実施
 - (3) 個人データの利用申請の承認及び記録等の管理
 - (4) 個人情報データベース等を取扱うサーバ等の重要な情報システムを管理する区域及びその他の個人データを取扱う事務を実施する区域の設定
 - (5) 個人データの取扱区分及び権限についての設定及び変更の管理
 - (6) 個人データの取扱状況の把握
 - (7) 運用・管理責任者に対して、各部が保有する個人データに関する管理台帳の作成・維持の指示

(8) その他財団における個人データの安全管理に関すること。

(運用・管理責任者)

第 43 条 運用・管理責任者は、各部の長がその任にあたる。

2 運用・管理責任者は、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 個人情報保護管理者の補佐
- (2) 個人データの適切な取扱いに係る運用・管理担当者の監督
- (3) 委託先における個人データの取扱状況等の監督
- (4) 個人情報の漏えい等、法、政令及び規則又はその他の関連法令、本要領又はその他の財団内規程に違反している事実又は兆候の把握
- (5) 漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明並びに再発防止策の検討及び実施に必要な措置
- (6) 個人情報保護委員会への報告及び本人への通知の判断
- (7) 各部が保有する個人データの特定及び管理台帳の作成・維持

(運用・管理担当者)

第 44 条 個人データの取扱い又は委託処理等、個人データを取扱う業務に従事する者（以下「運用・管理担当者」という。）は、本要領及びその他の規程並びに運用・管理責任者の指示した事項に従い、個人データの保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

2 運用・管理担当者は、個人情報の漏えい等、本要領又はその他の財団内規程に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに運用・管理責任者に報告するものとする。

(個人データの運用状況の記録)

第 45 条 運用・管理担当者は、本要領に従って個人データを取扱わなければならない。また、個人データの取扱いの運用状況を確認するため、次に掲げる項目を記録するものとする。

- (1) 個人情報の取得及び個人情報データベース等ファイルへの入力状況
- (2) 個人情報データベース等の利用・出力状況の記録
- (3) 個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況
- (4) 個人情報データベース等の削除・廃棄記録
- (5) 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
- (6) 個人情報データベース等を情報システムで取扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）

(個人データの取扱状況の確認)

第 46 条 運用・管理担当者は、本要領に従って個人データの取扱いがなされていることを確認するために、次に掲げる項目を個人情報管理台帳に明確化するなどして、個人データの取扱状況が把握できるようにしなければならない。

- (1) 個人情報データベース等の種類、名称
- (2) 個人データの項目
- (3) 個人データに係る本人の数

- (4) 利用目的
- (5) 記録媒体
- (6) 保管場所
- (7) 取扱部署
- (8) 運用・管理責任者
- (9) 運用・管理担当者
- (10) 保存期間
- (11) 削除・廃棄方法

(漏えい等事案に対応する体制の整備)

第 47 条 個人情報保護管理者は、漏えい等事案の発生時に次に掲げる対応を行うための体制を整備しなければならない。

- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
- (2) 影響を受ける可能性のある本人への通知
- (3) 個人情報保護委員会等への報告
- (4) 再発防止策の検討及び決定
- (5) 事実関係及び再発防止策等の公表等

(取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)

第 48 条 個人情報保護管理者は、定期的に自己点検又は内部監査等を実施して、個人データの取扱い状況を把握しなければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、前項の確認の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組まなければならない。

第 2 節 人的安全管理措置

(職員等の教育)

第 49 条 個人情報保護管理者は、職員等に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに、個人データの取扱いに関する留意事項について、職員等に定期的な研修等を行わなければならない。

第 3 節 物理的安全管理措置

(個人データを取扱う区域の管理)

第 50 条 運用・管理責任者は、個人情報データベース等を取扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及びその他の個人データを取扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）について、次に掲げる管理を行わなければならない。

- (1) 管理区域について、ICカード、ナンバーキー等による入退室管理システムの設置等により、入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行う。

(2) 取扱区域について、間仕切り等の設置、座席配置の工夫、のぞき込みを防止する等の措置により、権限を有しない者による個人データの閲覧等を防止する。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第 51 条 運用・管理責任者は、個人データを取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次に掲げる管理を行わなければならない。

(1) 個人データを取扱う機器、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

(2) 個人データを取扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、当該機器をセキュリティワイヤー等により固定する。

(電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止)

第 52 条 運用・管理責任者は、個人データが記録された機器、電子媒体及び書類等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう、次に掲げる方策を講じなければならない。

なお、「持ち運ぶ」とは、個人データを管理区域又は取扱区域から外へ移動させること又は当該区域の外から当該区域へ移動させることをいい、事業所内の移動等であっても、個人データの紛失・盗難等に留意しなければならない。

(1) 持ち運ぶ個人データの暗号化、パスワードによる保護等を行った上で電子媒体に保存する。

(2) 封緘、目隠しシールの貼付けを行う。

(3) 施錠できる搬送容器を利用する。

(個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄)

第 53 条 運用・管理責任者は、個人データを削除する場合又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合は、次に掲げる方法を参考に復元不可能な手段で行わなければならない。

(1) 個人データが記載された書類等を廃棄する場合は、焼却、溶解、適切なシュレッダー処理等の復元不可能な手段を採用する。

(2) 情報システム（パソコン等の機器を含む。）において、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。

(3) 個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等の手段を採用する。

また、個人データを削除した場合、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存し、それらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて証明書等により確認するものとする。

第 4 節 技術的安全管理措置

(アクセス制御)

第 54 条 運用・管理責任者は、取扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、次に

掲げるアクセス制御を行わなければならない。

- (1) 個人情報データベース等を取扱うことのできる情報システムを限定する。
- (2) 情報システムごとにアクセスすることのできる個人情報データベース等を限定する。
- (3) ユーザーIDに付与するアクセス権により、個人情報データベース等を取扱う情報システムを使用できる職員を限定する。

(アクセス者の識別と認証)

第55条 運用・管理責任者は、個人データを取扱う情報システムを使用する運用・管理担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等の識別方法により、識別した結果に基づいて認証しなければならない。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第56条 運用・管理責任者は、次に掲げる方法により、個人データを取扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用しなければならない。

- (1) 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。
- (2) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等(ウイルス対策ソフトウェア等)を導入する。
- (3) 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する。
- (4) 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。
- (5) ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する。

(情報システムの使用に伴う漏えい等の防止)

第57条 運用・管理責任者は、情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するために次に掲げる措置を講じ、適切に運用しなければならない。

- (1) 情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す(情報システムのぜい弱性を突いた攻撃への対策を講じることも含む)。
- (2) 個人データが伝送される通信経路又は個人データ自体を暗号化する。
- (3) 物理的に移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う。

第5節 外国の個人情報保護規制への対応

(外国の個人情報保護規制への対応)

第58条 個人情報保護管理者は、外国において個人データを取扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握し、必要な措置を講じなければならない。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

なお、「公益財団法人東京観光財団 個人情報取扱要綱」及び「公益財団法人東京観光財団 個人情報保護委員会設置要綱」は同日をもって廃止する。